

住民税非課税相当限度額表（給与収入のみの場合）

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	137.0万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 （注）これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用	204.3万円	135.0万円

●住民税非課税相当水準以下の判定方法

- ・令和4年1月から令和4年12月における任意の1ヵ月の収入を年収に換算して判定します。
- ・収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。
- ・年間収入見込額が、非課税相当収入限度額以下である場合は給付金を申請することが可能です。
- ・申請時点の世帯状況で、令和4年度分住民税均等割が課されている世帯全員のそれぞれの収入（所得）について判定します。